

2019年6月1日

お客様 各位

四国労働金庫

## 休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への休眠預金の移管について

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することになります。引き続き、当金庫を通じて当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗窓口までご照会ください。

### 1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日までの間に最終異動日等のあった預金等

### 2. 預金保険機構への納期限（※）

2020年6月1日

（※）休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上